



# 熊本県公報

号外 第22号  
令和5年(2023年)  
9月29日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境保全課) 1

## 規 則

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年9月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第38号

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表第1の8の項の(2)中「該当するもの」の次に「及び当該事業に関し次のいずれに  
も該当することが事実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物にお  
いて行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項におい  
て「活動実施者」という。)となる予定の者が不在の場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケ  
に掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」とい  
う。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが事実であると見込まれる場合)  
として知事が認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。

ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定める  
ものを実施すること。

イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業  
者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下  
水の涵養として知事が定めるものを実施すること。

ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下  
水の涵養を実施する場合は、当該事業の保全上有効な涵養を実施すること。

エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水  
の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。

オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の  
使用に取り組むこと。

カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保  
することが困難でないとき、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。

キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保  
全のための措置をとること。

ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益  
を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契  
約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施  
することを当該契約の内容とする。

ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクま  
でに掲げる事項(活動実施者となる予定の者が不在の場合にあっては、イ、ウ、キ及び  
クに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付するこ  
と。

別表第1の9の項の(2)中「該当するもの」の次に「及び当該事業に関し次のいずれに  
も該当することが事実であると見込まれる場合(当該事業の実施後の土地又は工作物にお  
いて行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者(以下この項におい  
て「活動実施者」という。)となる予定の者が不在の場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケ  
に掲げる事項(当該事業を実施しようとする者(以下この項において「事業実施者」とい  
う。))による実施に係る部分に限る。)に該当することが事実であると見込まれる場合)  
として知事が認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。

ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定める  
ものを実施すること。

イ 事業実施者又は活動実施者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業  
者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下



- エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。
- オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。
- カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないとき、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。
- キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。
- ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。
- ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。

別表第1の12の項の(2)中「該当するもの」の次に「及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この項において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（以下この項において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として知事が認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。

- ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。
- イ 事業者等又は活動実施者（以下この項において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。
- ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。
- エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。
- オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。
- カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないとき、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。
- キ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。
- ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。
- ケ 事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクまでに掲げる事項（活動実施者となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ及びクに掲げる事項に限る。）の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。

別表第1の13の項の(2)中「該当するもの」の次に「及び当該事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この項において「活動実施者」という。）となる予定の者がいない場合にあっては、イ、ウ、キ、ク及びケに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（以下この項において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれる場合）として知事が認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。

- ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。
- イ 事業者等又は活動実施者（以下この項において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養として知事が定めるものを実施すること。
- ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水の涵養を実施する場合、当該事業を実施する場所と同一の地下水保全地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。
- エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。
- オ 活動実施者が、地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の



を目的とする権利の移転又は設定をする契  
 約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施  
 ケで事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクま  
 クに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付するこ  
 と。

別表第1の20の項の(2)中「該見事なるも」の次に「及び当該事業に關し次のい  
 において「活動」(当該事業を)に該する者(以下この項において「事業者」と  
 いう。)に事認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。  
 ア 活動を実施する者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業  
 イ 事業者等が、当該事業を実施する場所においてア又はイに規定する地下水  
 ウ 水の涵養を地盤沈下等の影響を及ぼすおそれがある場合、当該事業を実施する場所  
 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地下水の水位の著しい低下、地下水  
 オ 使用に取組むこと。当該事業を実施する場所では、当該地下水に代えて他の水源を確保  
 カ する事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保  
 キ 全のため措置をとること。  
 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益  
 を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契  
 約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施  
 ケで事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクま  
 クに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付するこ  
 と。

別表第1の20の項の(2)中「該見事なるも」の次に「及び当該事業に關し次のい  
 において「活動」(当該事業を)に該する者(以下この項において「事業者」と  
 いう。)に事認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。  
 ア 活動を実施する者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業  
 イ 事業者等が、当該事業を実施する場所においてア又はイに規定する地下水  
 ウ 水の涵養を地盤沈下等の影響を及ぼすおそれがある場合、当該事業を実施する場所  
 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地下水の水位の著しい低下、地下水  
 オ 使用に取組むこと。当該事業を実施する場所では、当該地下水に代えて他の水源を確保  
 カ する事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保  
 キ 全のため措置をとること。  
 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益  
 を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契  
 約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施  
 ケで事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクま  
 クに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付するこ  
 と。

別表第1の20の項の(2)中「該見事なるも」の次に「及び当該事業に關し次のい  
 において「活動」(当該事業を)に該する者(以下この項において「事業者」と  
 いう。)に事認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。  
 ア 活動を実施する者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業  
 イ 事業者等が、当該事業を実施する場所においてア又はイに規定する地下水  
 ウ 水の涵養を地盤沈下等の影響を及ぼすおそれがある場合、当該事業を実施する場所  
 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地下水の水位の著しい低下、地下水  
 オ 使用に取組むこと。当該事業を実施する場所では、当該地下水に代えて他の水源を確保  
 カ する事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保  
 キ 全のため措置をとること。  
 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益  
 を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契  
 約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施  
 ケで事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクま  
 クに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付するこ  
 と。

別表第1の20の項の(2)中「該見事なるも」の次に「及び当該事業に關し次のい  
 において「活動」(当該事業を)に該する者(以下この項において「事業者」と  
 いう。)に事認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。  
 ア 活動を実施する者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業  
 イ 事業者等が、当該事業を実施する場所においてア又はイに規定する地下水  
 ウ 水の涵養を地盤沈下等の影響を及ぼすおそれがある場合、当該事業を実施する場所  
 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地下水の水位の著しい低下、地下水  
 オ 使用に取組むこと。当該事業を実施する場所では、当該地下水に代えて他の水源を確保  
 カ する事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保  
 キ 全のため措置をとること。  
 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益  
 を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契  
 約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施  
 ケで事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクま  
 クに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付するこ  
 と。

別表第1の20の項の(2)中「該見事なるも」の次に「及び当該事業に關し次のい  
 において「活動」(当該事業を)に該する者(以下この項において「事業者」と  
 いう。)に事認めるとき」を加え、同項の(2)に次のように加える。  
 ア 活動を実施する者(以下この項において「事業者等」という。)が、事業  
 イ 事業者等が、当該事業を実施する場所においてア又はイに規定する地下水  
 ウ 水の涵養を地盤沈下等の影響を及ぼすおそれがある場合、当該事業を実施する場所  
 エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地下水の水位の著しい低下、地下水  
 オ 使用に取組むこと。当該事業を実施する場所では、当該地下水に代えて他の水源を確保  
 カ する事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保  
 キ 全のため措置をとること。  
 ク 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益  
 を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契  
 約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからケまでに掲げる事項を実施  
 ケで事業実施者及び活動実施者が、当該事業に係る工事の着手があった後、アからクま  
 クに掲げる事項に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付するこ  
 と。

- 附 則
- この規則は令和5年10月1日から施行する。
  - 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日前に熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第4条の4の規定による配慮書の送付がなされた事業については、適用しない。